

「既設アンカー緊張力モニタリングシステム研究会」

細 則

(会員の区分)

第1条 会員は、本会設立法人および実施許諾を受けた正会員と実施許諾を受けない準会員に区分する。

(会費等)

第2条 本会の発足以降に入会する者は、会則第 27 条に規定する入会金として、正会員は 100,000 円を、準会員は 30,000 円を納付するものとする。

第3条 会員（正会員、準会員）は、年会費として 30,000 円を納付するものとする。

(実施権および実施料)

第4条 本システムに関わる出願特許に設定されている実施権および実施料について、会員は、別に定める実施契約書および実施料に従うこととする。

○特開 2010-18945 既設アンカーの再緊張方法および荷重測定方法、ならびにヘッド部

○実施権等契約書

(予算等の管理)

第5条 技術委員会および広報委員会は、会長の指示を受け、事務局の行う予算等の執行及び管理業務に協力するものとする。

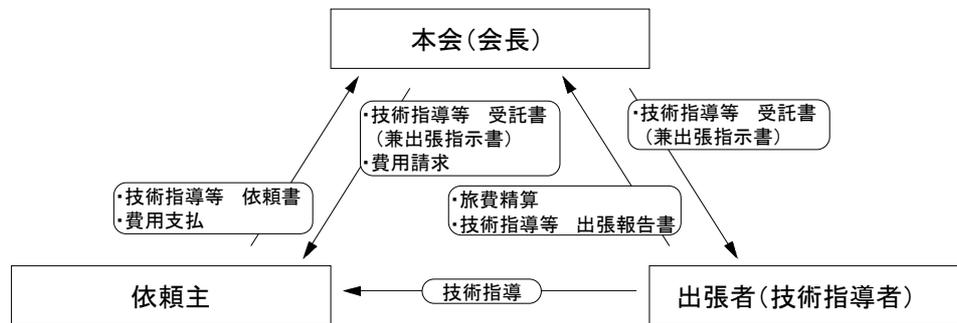
(技術指導)

第6条 本会へ技術指導を依頼する場合は、技術指導依頼書（別紙書式）によって行われるものとし、依頼主から会長宛に提出する。

第7条 会長は、依頼主からの技術指導依頼書に基づき、対応の可否、出張者の選定を行い、依頼主に返答する。

第8条 本会は、出張者が技術指導に要した旅費等の費用を依頼主に請求する。

第9条 出張者は、技術指導の結果を会長に報告する。



(技術講習会)

第10条 本会に新たに入会した会員は、以下の技術講習会を必要に応じて受講することとする。

正会員：実技（アバット試験）、マニュアル講習会

準会員：マニュアル講習会

第11条 新規会員は、初現場における施工では、技術指導依頼を必ず行い、正会員の指導のもとで実施することとする。

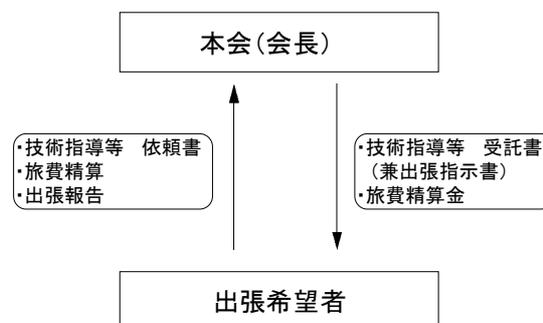
(依頼出張)

第12条 本会の業務のために出張を行う場合は、会長の出張命令によって行うものとする。

第13条 会長は、事前に出張者へ出張内容等を記載した出張命令書を示し、出張を指示する。

(自主的出張)

第14条 本会会員が研究会費を使って出張することを希望する場合は、出張希望者は技術指導等依頼書に依頼事項を記載し、会長の許可と出張命令を得ることとする。



平成 22 年 3 月 10 日制定
平成 23 年 4 月 21 日改定
平成 24 年 5 月 25 日改定
平成 26 年 11 月 5 日改定

(旅費精算)

第15条 会長の出張命令によって行われた出張は、旅費規程に基づき精算を行う。

(その他)

第16条 本細則は、総会において変更するものとする。

第17条 本細則に定めなき事項、または運用において疑義が生じた事項についてはその都度、総会の議決を得て解決する。

第18条 本細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

第19条 本細則（改定）は、平成 26 年 11 月 5 日から施行する。